

甲 第 153 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 6 月10日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第1条 岡山市市税条例(昭和25年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第24条の4第3項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第29条の8第2項中「施行地に」の次に「本店又は」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第30条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第63条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「側車つき」を「側車付」に、「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ(ア)中「5,500円」を「6,900円」に改め、

円」に、「7,200円」を「10,800円」に改め、同号ウ(イ)中「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第3条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第4条の2及び第4条の3を削る。

附則第6条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第9条の2の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の2の2に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の3に次の1項を加える。

5 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添

付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第63条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第20条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第22条第1項中「第24条及び第24条の4第1項」を「第24条第1項及び第2項並びに第24条の4第1項」に改める。

附則第22条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に，「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第22条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」

を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第23条の3の見出し中「決裁」を「決済」に改める。

附則第25条及び第25条の2を削り、附則第26条を附則第25条とする。

(岡山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市市税条例の一部を改正する条例（平成25年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第24条の改正規定を削る。

附則第24条の2の改正規定を次のように改める。

附則第24条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第25条の改正規定を削る。

附則第1項第3号中「第24条及び」を「第23条の4第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）及び附則」に改める。

附則第1項第5号中「改正規定」の次に「（附則第23条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第3項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附則第8項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

- (1) 第1条中岡山市市税条例第24条の4第3項の改正規定及び附則第8項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中岡山市市税条例附則第3条の2及び第22条の3第2項の改正規定，附則第25条及び第25条の2を削る改正規定並びに附則第26条を附則第25条とする改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中岡山市市税条例第63条の改正規定並びに附則第16項及び第19項（第1条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）附則第17条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中岡山市市税条例第15条，第29条の8，第30条第1項及び附則第17条の2の改正規定並びに附則第7項，第17項，第18項及び第19項（新条例附則第17条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中岡山市市税条例附則第22条第1項及び第22条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

（市民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中個人の市民税に関する部分は，平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成25年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。
- 3 新条例附則第3条の2の規定は，平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成26年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。
- 4 新条例附則第22条の3第2項の規定は，平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例附則第22条第1項の規定は，平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成28年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。
- 6 新条例附則第22条の2第2項の規定は，平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 7 次項に定めるものを除き，新条例の規定中法人の市民税に関する部分は，附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後

に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 8 新条例第24条の4の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 新条例附則第9条の2の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 11 新条例附則第9条の2の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 12 新条例附則第9条の2の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 13 新条例附則第9条の2の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 14 新条例附則第9条の2の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

15 新条例附則第9条の3第5項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

16 新条例第63条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

17 新条例附則第17条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

18 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第17条の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

19 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第63条及び新条例附則第17条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第63条第2号	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第17条の2 の表以外の部分	第63条	岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第19項の規定により読み替えて適用される第63条

新条例附則第17条の2 の表第63条第2号の項	第63条第2号	平成26年改正条例附則第 19項の規定により読み替 えて適用される第63条第 2号
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割及び軽自動車税の税率の見直し、公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 154 号 議 案

岡山市民生委員の定数に関する条例の制定について

岡山市民生委員の定数に関する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市民生委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数に関する事項を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第2条 民生委員の定数は、220世帯以上440世帯以内の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準として、規則で定める数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 155 号 議 案

岡山市児童福祉審議会条例の制定について

岡山市児童福祉審議会条例を次のように制定するものとする。

平成26年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく児童福祉及び幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として，岡山市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する事項
- (3) 認定こども園法第17条第3項，第21条第2項及び第22条第2項に規定する事項
- (4) その他児童福祉に関する事項として市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は，委員20人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず，市長は，特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 児童処遇専門分科会
- (2) 里親専門分科会

2 審議会は、前項に定めるもののほか、特に専門的な事項の調査審議を行う必要がある場合は、専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に、専門分科会長を置き、委員長が指名する。

- 5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。
- 6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 8 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

- 2 専門分科会の会議は、非公開とする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事運営に関して必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前における第1条の規定の適用については、同条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定」とあるのは「の規定」と、「及び幼保連携型認定こども園に関する」とあるのは「に関する」とする。

(準備行為)

- 3 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づいて同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については，第2条第3号の規定の施行の日前においても，この条例の規定の例により，審議会において調査審議を行うことができる。

(任期の特例)

- 4 この条例の施行の日以後，最初に委嘱される審議会の委員の任期は，第4条第2項の規定にかかわらず，平成27年3月31日までとする。

(岡山市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 5 岡山市社会福祉審議会条例（平成12年市条例第1号）の一部を次のように改正する。
- 第2条を削り，第3条を第2条とし，第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。
- 第7条第1項を削り，同条第2項中「，前項に定めるもののほか」を削り，同項を同条第1項とし，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とし，同条第4項を同条第3項とし，同条第5項を同条第4項とし，同条第6項中「及び第2項」を削り，同項を同条第5項とし，同条を第6条とし，第8条を第7条とする。
- 第9条中「，身体障害者福祉専門分科会審査部会並びに児童福祉専門分科会児童処遇部会及び里親部会」を「及び身体障害者福祉専門分科会審査部会」に改め，同条を第8条とし，第10条を第9条とする。

提案理由

児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，児童福祉審議会を設置するため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 156 号 議 案

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成26年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例の一部を改正
する条例

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例（昭和62年市条例第1
1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第2号を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3
の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の1
9の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年4月1日から適
用する。

提案理由

保育所運営費国庫負担制度の改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改
正しようとするものである。

甲 第 157 号 議 案

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年6月10日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例（平成13年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「開発行為」を「市街化調整区域における開発行為」に改め、「及び生産緑地」及び「とともに、定住促進等を図る」を削る。

第2条に次の1項を加える。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己の居住の用に供する建築物 開発行為をしようとする個人が、自らの生活の本拠として建築し、所有し、及び継続的に使用する建築物をいう。
- (2) 自己の業務の用に供する建築物 開発行為をしようとする者が、自ら建築し、所有し、及び継続的に自己の業務に係る経済活動を行うために使用する建築物をいう。
- (3) 小売業を営む店舗 別表に定める小売業の用途に供する建築物をいう。
- (4) 延長敷地 建築物の敷地が、通路状の敷地部分のみによって、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路に接続する敷地形態をいう。

第3条第1項第1号中「おおむね」を削り、「を上限に」を「以内に位置している」に、「又は道並びに吉井川及び旭川を除く河川並びに」を「、道、河川（吉井川、旭川、百間川、笹ヶ瀬川、足守川、倉敷川及び砂川（旭川水系）を除く。）及び」に改め、同号ただ

し書中「第9号」を「第8号」に改め、同項第9号を削り、同条第2項中「前項」を「前項第2号から第8号まで」に、「開発指導課内」を「所管課」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削る。

第4条中「第9号」を「第8号」に改め、同条第1号中「主として」を削り、「該当する建築物」を「該当するもの」に改め、同号ア中「(昭和25年法律第201号)」を削り、同条第2号中「事業内容」を「自己の業務の用に供する建築物であって、事業内容」に改め、「で、当該事業の用に供する建築物」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 自己の業務の用に供する建築物であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの
ア 次のいずれかに該当する建築物であること。

(ア) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設である建築物

(イ) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院の用に供する施設である建築物

(ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用に供する施設である建築物

イ その他規則で定める要件を満たす建築物であること。

第4条に次の1号を加える。

(4) 自己の業務の用に供する建築物であって、市長が地域の活性化等に寄与するものと認める小売業を営む店舗

第4条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第3号又は第4号に規定する建築物を目的とした開発行為で、開発区域の面積が1ヘクタール以上であるものについては、あらかじめ岡山市都市・消防政策審議会(岡山市基本政策等に関する審議会設置条例(平成23年市条例第7号)に基づき設置された審議会をいう。)の議を経るものとする。

第7条を第10条とする。

第6条第3項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第9条 第3条、第4条、第6条、第7条及び第8条の規定は、法第42条第1項ただし

書又は法第43条第1項本文の規定による建築物の新築，改築又は用途の変更を行おうとする者について準用する。

第5条中「前2条」を「第3条から前条まで」に改め，同条を第7条とし，第4条の次に次の見出し及び2条を加える。

（建築物の敷地等に関する制限）

第5条 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為をしようとする場合には，当該建築物の敷地は，建築基準法第42条第1項各号に規定する道路に接続することができる敷地又は同法第43条第1項ただし書の許可を得られる幅員4メートル以上の公道に接続することができる敷地とする。

2 前項の場合において，建築物の敷地が延長敷地のときは，当該延長敷地は奥一宅地（接続道路より2区画目までの敷地をいう。）までとし，その通路状の敷地部分の距離は25メートル以下とする。

第6条 前条に規定するもののほか，開発区域内の土地における建築物の敷地等に関する制限は，規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

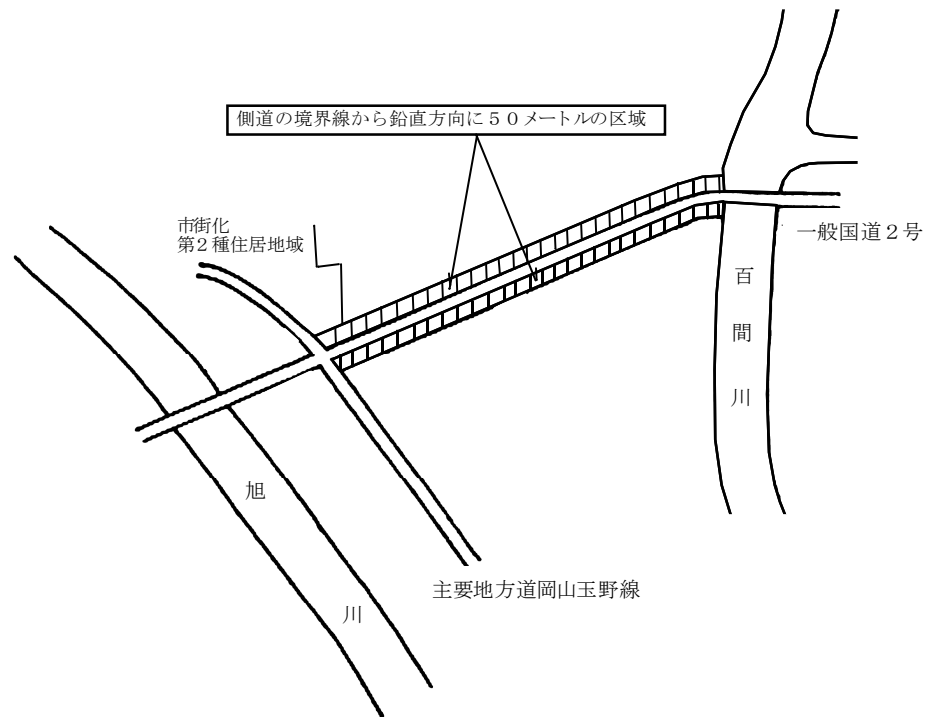
別表（第2条関係）

中分類	小分類	細分類
56	各種商品小売業	
	561	百貨店，総合スーパー
	569	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
57	織物・衣服・身の回り品小売業	
	571	呉服・服地・寝具小売業
	572	男子服小売業
	573	婦人・子供服小売業
	574	靴・履物小売業
	579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業	
	581	各種食料品小売業
	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業
59	機械器具小売業	
	591	自動車小売業
		5913 自動車部分品・附属品小売業
		5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）
	592	自転車小売業
	593	機械器具小売業（自動車，自転車を除く。）
60	その他の小売業	
	601	家具・建具・畳小売業
	602	じゅう器小売業
	603	医薬品・化粧品小売業
	604	農耕用品小売業
	605	燃料小売業
		6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
	606	書籍・文房具小売業
	607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
	608	写真機・時計・眼鏡小売業
	609	他に分類されない小売業

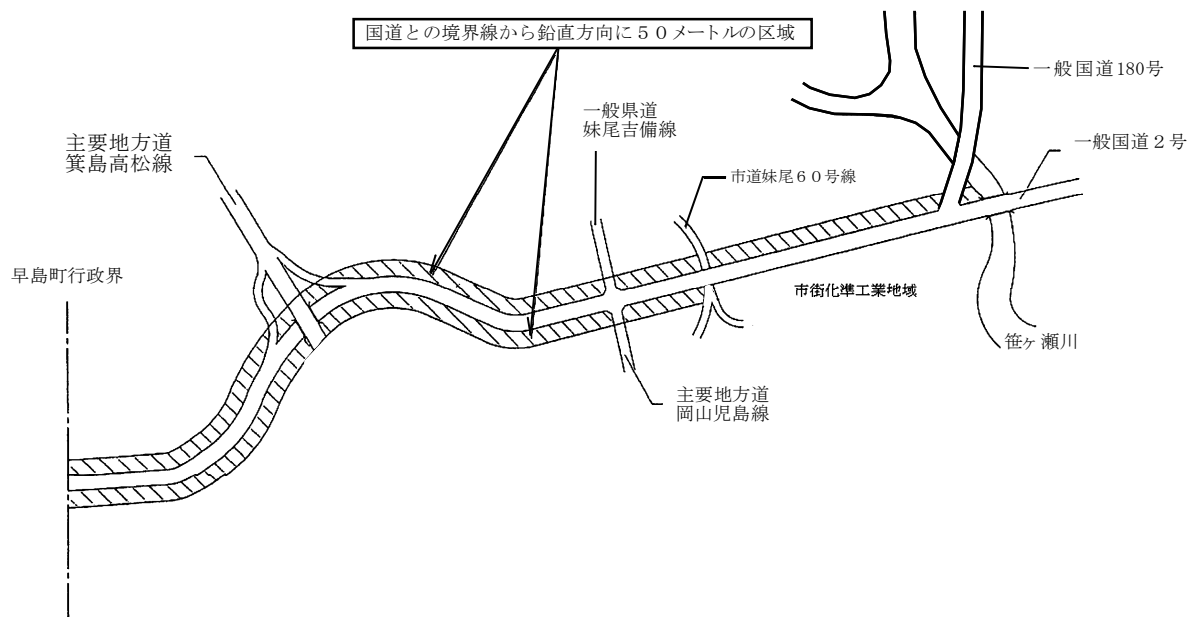
備考 この表に掲げる分類は，日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類I－卸売業，小売業の中分類，小分類及び細分類を参照し定めるものとする。

別図第1の1から別図第7までを次のように改める。

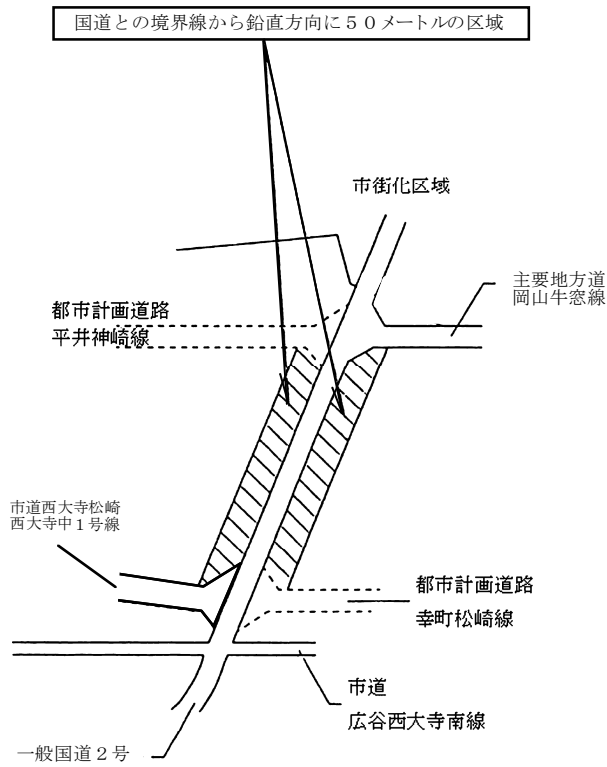
別図第1の1 (第3条関係)



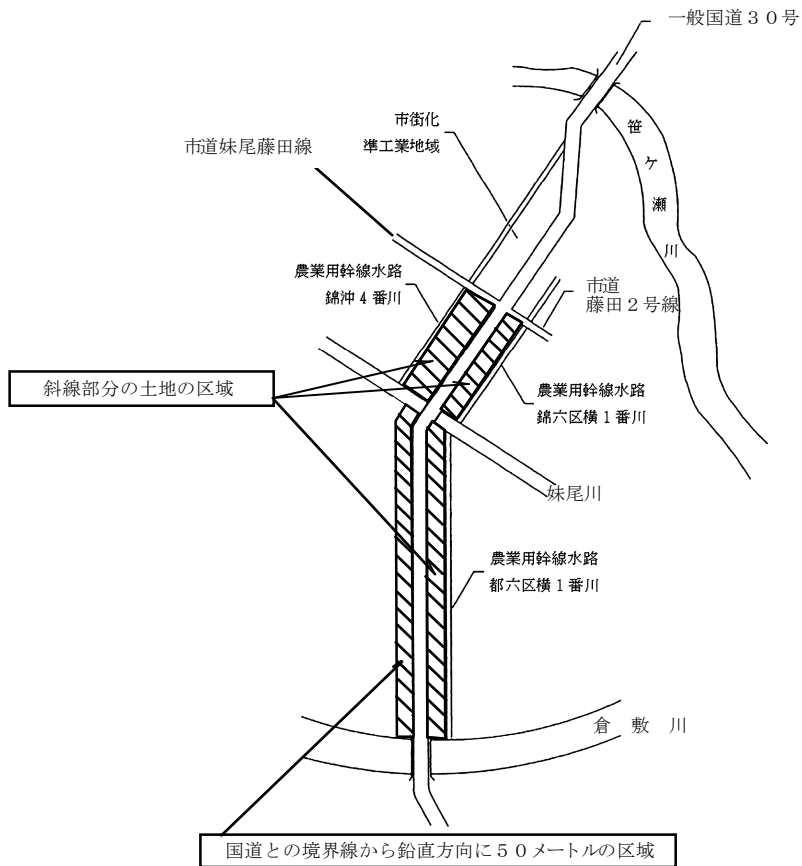
別図第1の2 (第3条関係)



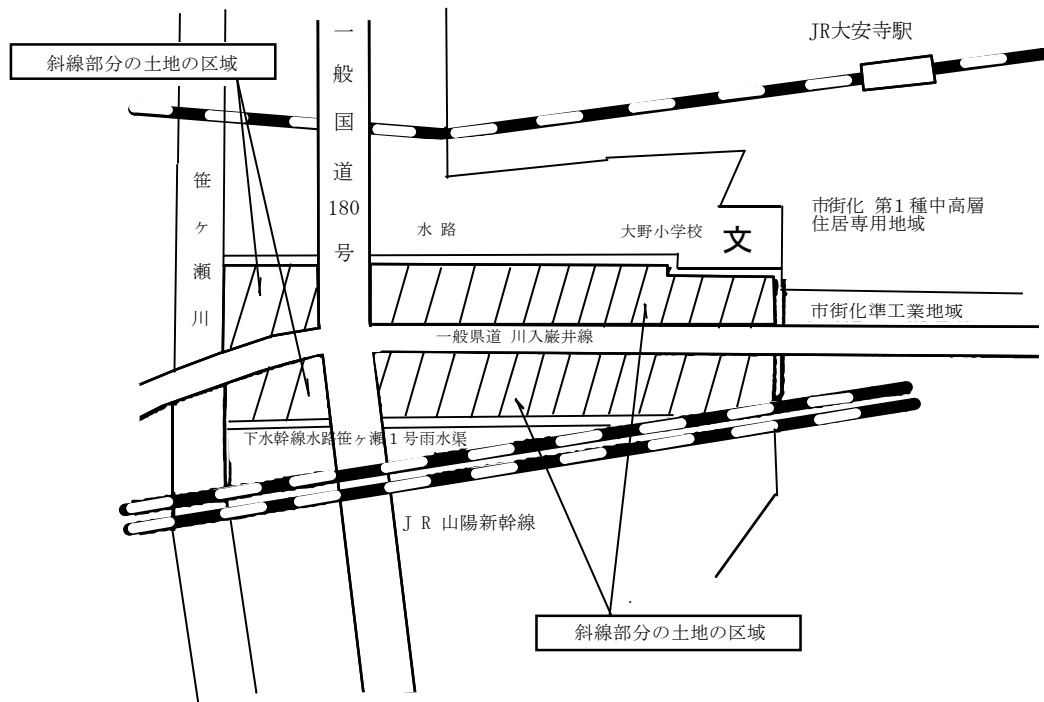
別図第1の3 (第3条関係)



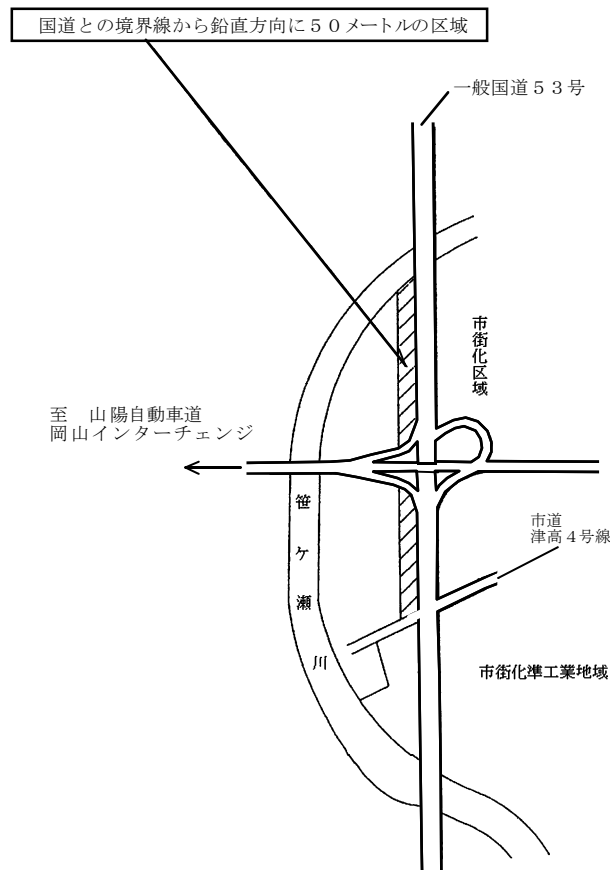
別図第2 (第3条関係)



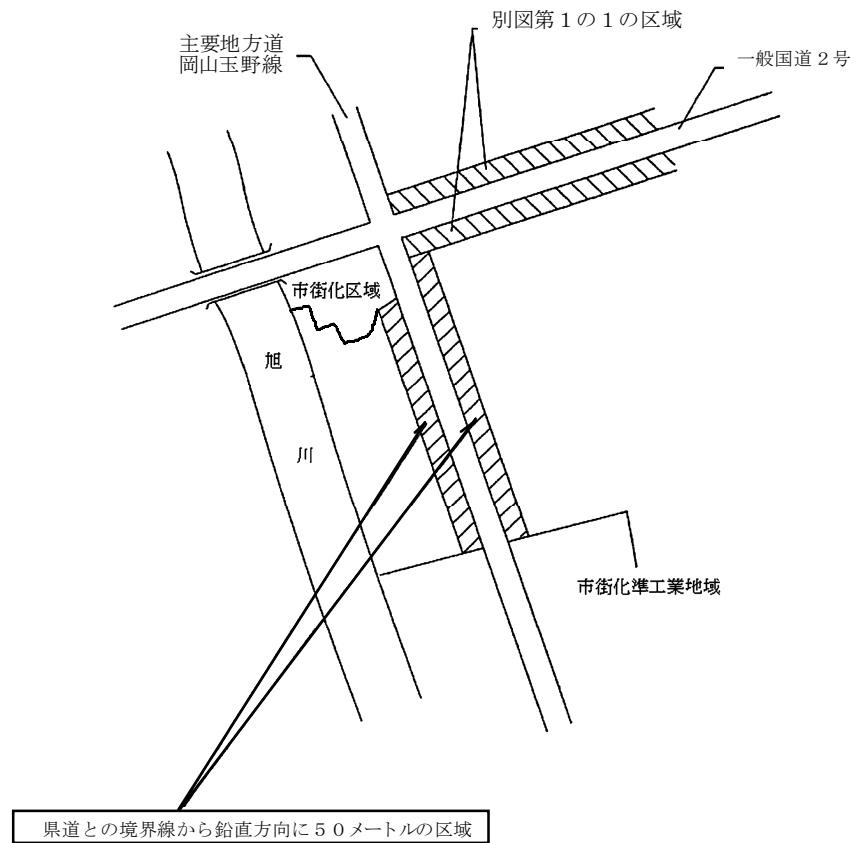
別図第3 (第3条関係)



別図第4 (第3条関係)

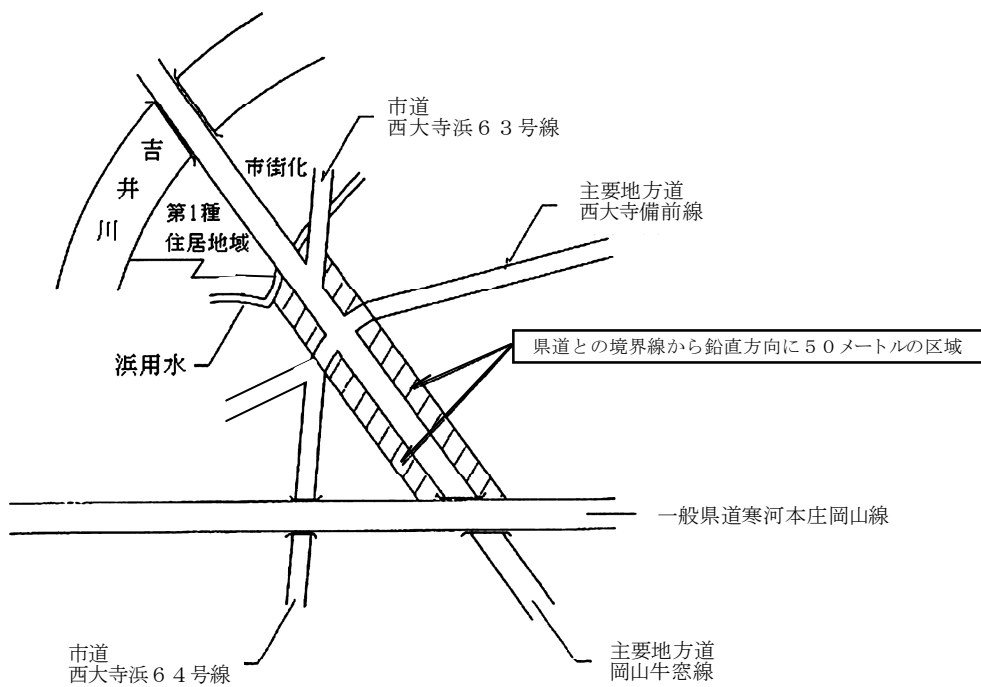


別図第5（第3条関係）

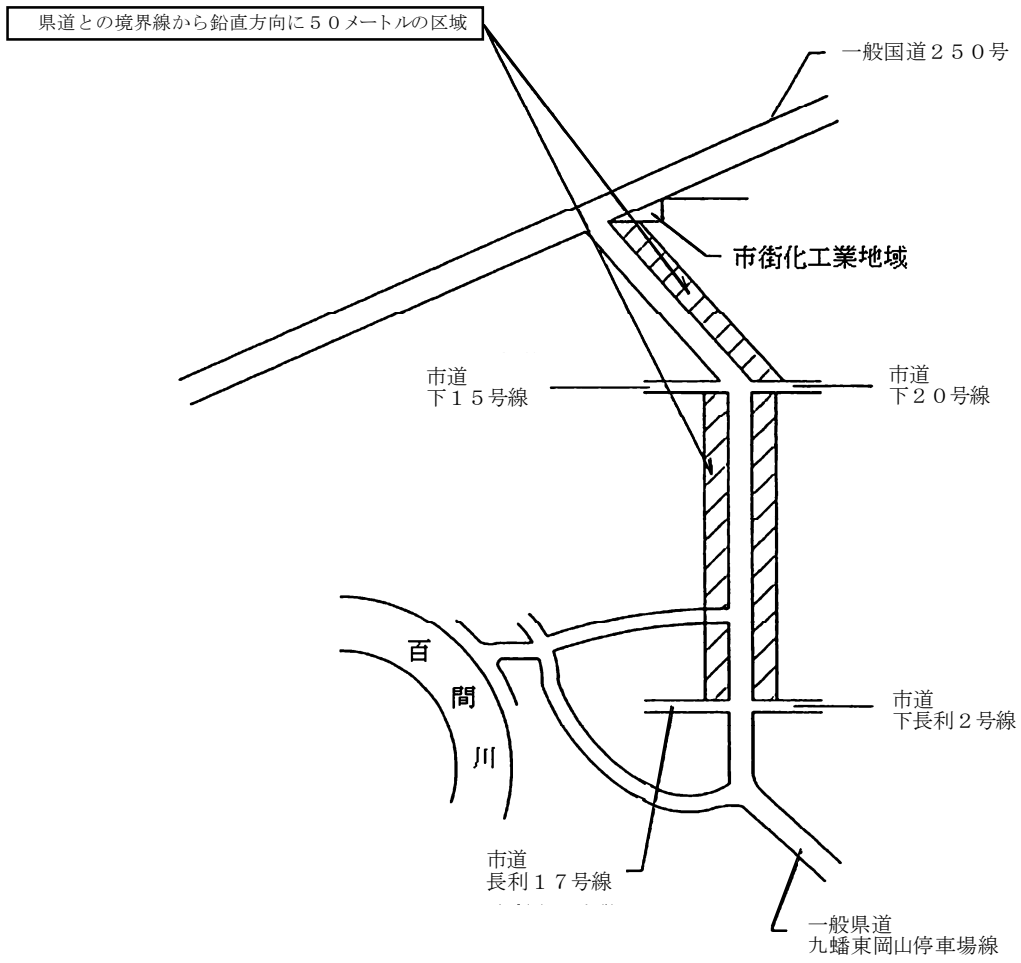


別図第6（第3条関係）

(ただし、新産業ゾーンの区域は除く。)



別図第7 (第3条関係)



附 則

- 1 この条例は、平成27年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市開発行為の許可基準等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第30条第1項の規定による申請（以下この項において「申請」という。）に係る法第29条第1項及び法第35条の2第1項本文の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係るこれらの許可については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われる申請に係る法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係るこれらの許可については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市都市計画マスタープランに基づき、コンパクトで機能的な都市づくりの実現を図るため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 158 号 議 案

岡山市埋立行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市埋立行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市埋立行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成17年市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第18条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第9条第2号ウ中「第32条の2第7項」を「第32条の3第7項」に、「第208条の3」を「第208条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 159 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 避難管理（第45条～第52条）」を
 「第6章 避難管理（第45条
 第6章の2 屋外催しに係る

～第52条)

に改める。

防火管理（第52条の2・第52条の3）」

第19条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9の2) 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する
 場合にあつては，消火器の準備をした上で使用すること。

第20条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第22条第2項中「及び第9号」を「，第9号及び第9号の2」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第52条の2 消防長は，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので，対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを，指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第52条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第55条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第55条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第59条に次の1号を加える。

- (4) 第52条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第60条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条にかかる罰金刑」を「，同条の刑」に改め，同条ただし書を削り，同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には，その代表者又は管理人が，その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか，法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は，平成26年8月1日から施行する。ただし，この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては，改正後の第52条の2及び第52条の3の規定は適用しない。

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い，多数の者の集合する催しにおける火気器具等の取扱いについて定めるとともに，大規模な屋外催しを主催する者に対して，防火担当者の選任並びに火災予防上必要な業務計画の作成及び提出を義務付ける等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。